

平成十九年十二月二十七日提出  
質 問 第 三 六 五 号

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する

質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に対する外務省の対応に関する

### 質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三二四号）を踏まえ、以下質問する。

一 外務省において、過去に裏金をつくる何らかの仕組みがあつたという事実はあるか。

二 講談社発行の「現代」二〇〇六年七月号に掲載されている佐藤優起訴休職外務事務官が執筆した「官房

長よ、私と対決しようじゃないか 外務省『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」という見出しの論文

（以下、「佐藤論文」という。）で触れている、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言

われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルールで売却し、外貨に換金する「ループ

ル委員会」なる裏金組織について、外務省は「政府答弁書」で「『ルール委員会』なる組織の存否につ

いてのお尋ねであれば、先の答弁書（平成十九年十二月十一日内閣衆質一六八第二九〇号）の一について

等で繰り返して述べているとおり、外務省において確認した範囲では、『ルール委員会』なる組織が在モ

スクワ日本国大使館内において存在したことは確認されていない。」と、これまでの答弁書（内閣衆質一

六三第一四号、内閣衆質一六四第六八号、一九六号等）と同様の答弁を繰り返している。重ねて問うが、

右の答弁にある「確認されていない」とは、外務省としては「ルール委員会」なる裏金組織がなかったとは言い切れず、かつて外務省にその様な組織が存在していた可能性を完全には否定できないということか。

三 二の答弁でいう「外務省において確認した」とは、どのような確認作業を指すのか。①確認作業が行われた日にち、②行った人物の官職氏名、③確認作業の対象となった人物の官職氏名、④③の人物の回答内容等、詳細に説明されたい。

四 外務省は「ルール委員会」について「確認されていない」と、その存在を否定も肯定もしていないが、佐藤優氏は「佐藤論文」において詳細にそのメカニズム、関わった人物等を記しており、「佐藤論文」を読んだ読者に対しては、外務省においてかつて裏金をつくる仕組みが存在したという印象を与えないものであると考えるが、それでも外務省が「政府答弁書」で「本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。」と、現職の外務事務官でありながら、外務省にあらぬ誤解を招きかねない発言をした佐藤優氏に対して処分を行う必要はないと考えるのはなぜか。

五 質問主意書に対する答弁書の内容は、閣議に諮られた上で正式に決定されるものと承知するが、「政府答弁書」の内容を福田康夫内閣総理大臣はじめ全閣僚はきちんと読んでいるのか。この様な質問の趣旨から外れた玉虫色の答弁内容を、内閣はいかなる考えから閣議決定したのか。

右質問する。